

【21】ライフル射撃競技

- 1 期 日 平成30年8月18日(土)～19日(日) 2日間
- 2 会 場 和歌山県ライフル射撃場(10m・50m)
〒640-0451 和歌山県海南市高津字大北原 1181 TEL 073-488-6201
海南市スポーツセンター(BR・BP)
〒642-0001 和歌山県海南市船尾 260 TEL 073-486-2870
- 3 種別種目及び参加人員

種 別	種 目	記 号	本大会出場府県数	監 督	選 手	参加府県数	合 計
成年男子	※ 50m 3 × 40M	A	2	1	1	6	78
	※ 50m P 60M	B	4		1	6	
	※ 10m S 60M	C	3		1	6	
	※ AP 60M	D	2		1	6	
成年女子	※ 50m 3 × 20W	E	2		1	6	
	10m S 40W	F	6		1	6	
	※ AP 40W	G	2		1	6	
少年男子	10m S 60JM	H	6		1	6	
	※ BRS 60JM	I	2		1	6	
	※ BP(DP) 40JM	J	2		1	6	
少年女子	※ 10m S 40JW	K	4		1	6	
	※ BRS 40JW	L	2		1	6	
	※ BP(DP) 40JW	M	2	1	6		

(注) 種目の欄の※印は、ブロック予選種目とする。全ての種目において、ファイナルは実施しない。

4 競技上の規定及び方法

- (1) 準拠規定
各種目とも、「ライフル射撃競技規則(最新版)」によるほか、本要項による。
- (2) 服装
競技規則に定められたもので、競技開始前に自主検査がおこなえるように準備する。
- (3) 銃器・弾薬
ア BR、BP(DP)の選手は射手手帳及び会員証を、他の種目の選手は銃の所持許可証、射手手帳及び会員証を携帯し用具検査の際に提示しなければならない。
ただし、省庁装備銃にあっては、所属長等の発行する携帯証明書をもって所持許可書に代えることができる。
イ 全ての銃器には、公認シール(公認カード)が貼付されていなければならない。各自が携行し競技開始前に検査を受けなければならない。
なお、ビーム・ライフル(MT201式装置受光可能なもの)及びビーム・ピストル(デジタル式)も同様とする。
- (4) 抗議
① 抗議に関しては、公益社団法人日本ライフル射撃競技規則により処理する。
- (5) 失格
次のような行為をした者及び団体は、失格または退場させる。
① 所定の手続きを行わないで競技に参加した者
② 都道府県予選に参加しなかった者
③ 競技規則に違反したと認められる者
④ 大会の秩序を乱し、役員の制止に応じない者

- (6) 使用標的
- ① 10m 電子標的(SIUS 社製)
 - ② 50m 電子標的(SIUS 社製)
 - ③ BR 公益社団法人日本ライフル射撃協会 BR 競技規則による標的
 - ④ BP 公益社団法人日本ライフル射撃協会 BP 競技規則による標的
- (7) 競技方法については、公益社団法人日本ライフル射撃競技規則による。

5 参加資格、所属府県及び選手の年齢基準

第73回国民体育大会参加資格、所属府県および選手の年齢によるもののほか次による。

- (1) 大会に参加する選手は、当該年度の公益社団法人日本ライフル射撃協会会員登録者であること。

6 参加上の注意

- (1) 参加選手はもちろん、監督は危害防止について細心の注意を払うこと。
- (2) 銃器弾薬の携帯、運搬、保管については、各自十分に注意すること。
- (3) マット、ラグなど敷物は、射撃場備え付けのもの以外は認めない。
私物については、用具検査時に検査を受けたものであること。
- (4) 射座については、事前に実行委員会が抽選により決定する。
BRについては、代表者会議にて抽選する。
- (5) 射座および会場の清掃整頓は参加者全員で協力して実施する。

7 開会式

日 時 平成30年8月19日(日) 午前8時30分

場 所 和歌山県ライフル射撃場(BR・BP選手役員は移動の関係で不参加とする。)

8 その他

- (1) 代表者会議 日 時 平成30年8月18日(土) 午後4時45分～
場 所 海南市スポーツセンター会議室
- (2) 公開練習 日 時 平成30年8月18日(土) 午前9時30分～午後4時00分まで
- (3) 用具検査 日 時 平成28年8月18日(土) 午前10時30分～午後3時30分まで
平成28年8月19日(日) 午前8時00分～
※特別な事情がない限り公開練習中に行うこと。
- (4) 表彰式・閉会式 競技終了次第に引続き行う。